

## 4. バリアフリー基本構想策定に向けた基本方針(案)

### 4.1 バリアフリー基本構想策定に向けた基本方針(案)

- ①区全域を重点整備地区とする（都市マスタープランの地区別に設定）
- ②区全域の方針を示す全体構想を先に作成し、順次地区別の重点検討を行う
- ③関連計画・法令等との整合・連携を図る
- ④事業推進・スパイラルアップを図る

#### ①区全域を重点整備地区とする（都市マスタープランの地区別に設定）

##### 検討のポイント

- ・区全域が駅からの徒歩圏であり、区境に接した JR 駅も含め、多様な移動・利用を想定する
- ・区で共通の地域性（坂道の多さ、病院、大学の立地等）を踏まえたバリアフリー対応方法の検討
- ・幹線道路の連続性に配慮した整備推進のための経路・事業等を位置づけ



図 「文京区都市マスタープラン」に示す5地区

#### ②区全域の方針を示す全体構想を先に作成し、順次地区別の重点検討を行う

##### 検討のポイント

- ・【全体構想（H27年度）】区全体で共通する課題への対応方針を区民参加で検討（まち歩きワークショップ等）、既存民間施設等へ積極的なバリアフリー化について呼びかけ（事業者説明会）
- ・【地区別構想（H28～H32年度）】地区別に重点的な検討を行い、具体的な事業計画を作成

表 バリアフリー基本構想（全体構想と地区別構想）の違い

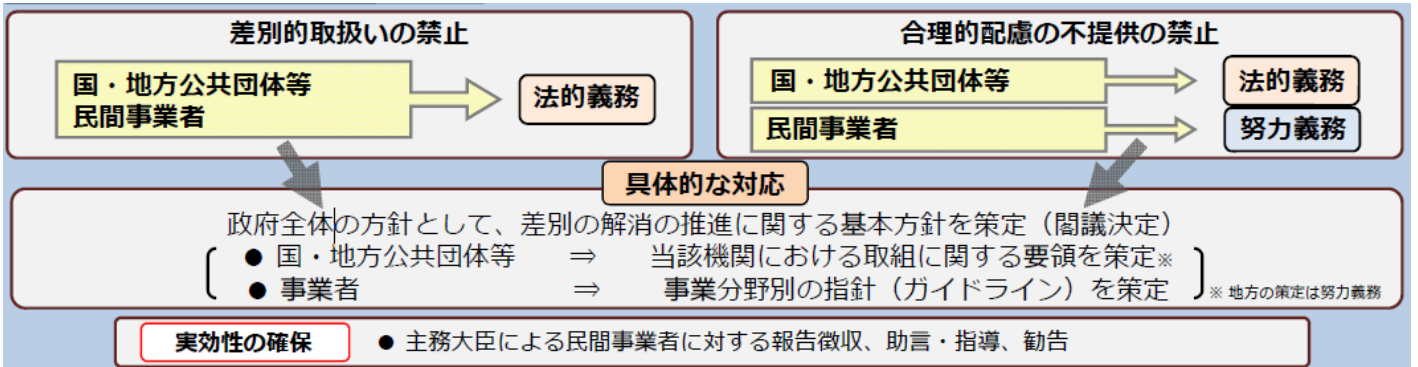
区域	経路・施設	事業
全体構想 (H27年度)	一定の基準で 主要施設・経路を設定	特定事業別方針を示す（移動等円滑化に関する事項・文京区ルール）
地区別構想 (H28年度～)	上記を基本に、必要に応じ施設・経路を追加	具体の事業を定め、実施内容や時期を示す特定事業計画を作成

### ③関連計画・法令等との整合・連携を図る

#### 検討のポイント

- 地区別の課題整理や、経路設定等にあたり、都市マスタープランとの整合を図る
- 福祉関連施策と連携した心のバリアフリー推進を図る
- 障害者差別解消法に定められる合理的配慮等について、当事者の声を踏まえつつ、考えられる対応策を検討する

参考 障害者差別解消法（H28 施行予定）の概要（差別を解消するための措置）



参考資料4（障害者差別解消法リーフレット）とあわせてご確認ください

### ④事業推進・スパイラルアップを図る

#### 検討のポイント

- 地区別の整備計画検討と並行した事業進捗管理を行うための推進協議会の位置づけ
- 事業実施段階での区民意見反映が担保されるためのしくみづくり
- 平成 32 年度（区基本構想目標、バリアフリー法基本方針目標年次）に中間評価、策定後 10 年をめどに評価・改訂を実施

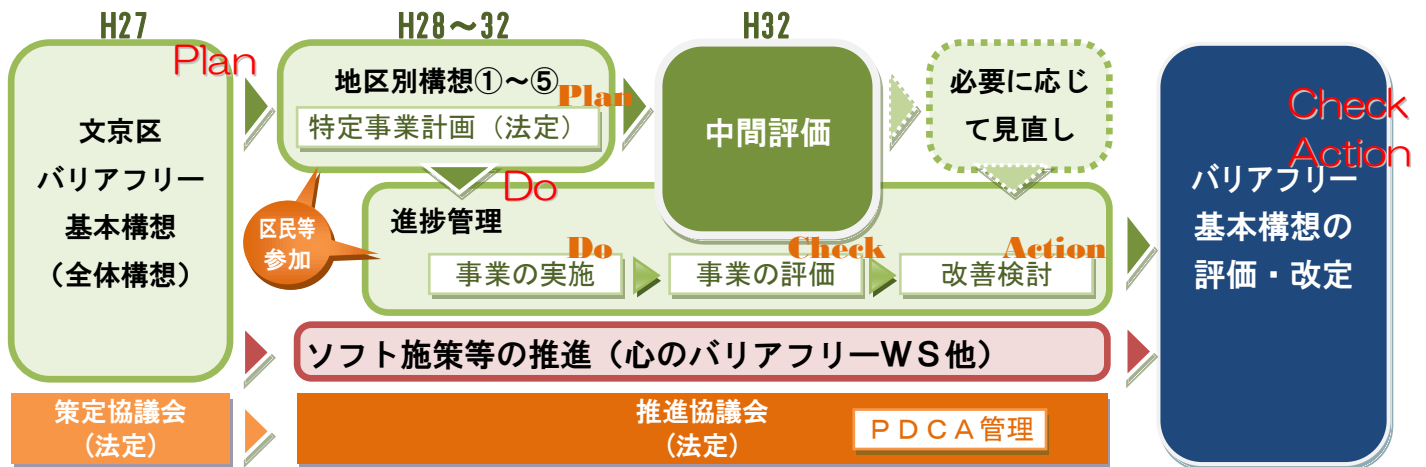


図 バリアフリー基本構想（全体構想）策定後の推進イメージ

## 4.2 文京区の特徴と重点整備地区の設定の考え方

バリアフリー法では、重点整備地区に該当すべき要件として配置要件、課題要件、効果要件が示されており、これらの状況から総合的に判断し、地区を設定することとしています。

### 配置要件（法 第2条第21号イ）：「施設が集積する地区」

- 生活関連施設の所在地を含み、かつ生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

### 課題要件（法 第2条第21号ロ）：「課題の多い地区」

- 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

### 効果要件（法 第2条第21号ハ）：「関連事業等がある地区」

- 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

区内におけるこれらの要件について、次に示します。

#### ① 配置要件に基づく検討

##### ・区全域が駅からの徒歩圏であり、区境に接した JR 駅も含め、多様な移動・利用が想定

バリアフリー法に基づく生活関連施設としては、移動の拠点となる特定旅客施設である鉄道駅が特に重視されますが、区内の各駅から徒歩圏として半径 500m の円を描くと、小石川植物園付近、小石川 4 丁目付近、本駒込 4 丁目付近を除き、区のほぼ全域が網羅されます。（徒歩圏を半径 1km と設定すると、区の全域が網羅される）

また、御茶ノ水駅・水道橋駅・飯田橋駅・駒込駅など、区境に隣接した特定旅客施設があります。これらは区内の地下鉄駅よりも乗降客数が多く（後樂園・春日駅は除く）、区をまたぐ利用も多いと想定されます。

特定旅客施設以外の生活関連施設も区内に分散しており、区全体が、「生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる」配置要件を満たしています。

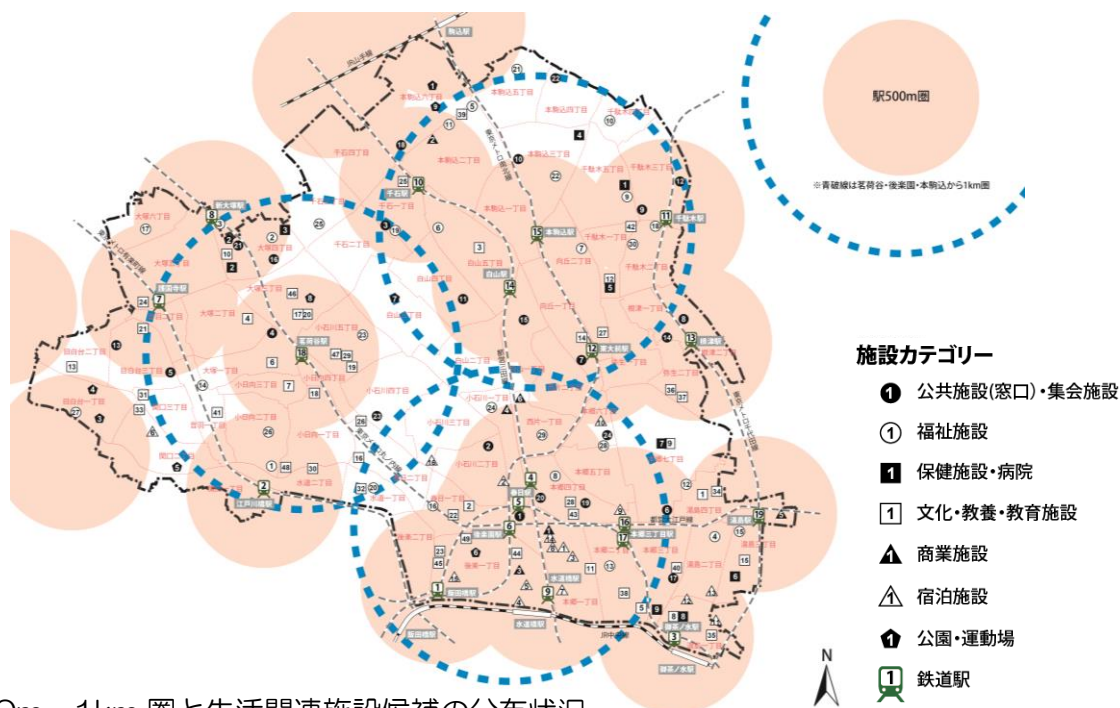


図 駅 500m・1km 圏と生活関連施設候補の分布状況

## ② 課題要件に基づく検討

・**区共通の課題、地域性（坂道の多さ、病院、大学の立地等）を踏まえたバリアフリー対応**  
区では以前より区道のバリアフリー化を進めていますが、区の全域で改善が必要な箇所が残されています。また、区の特徴でもある坂道のバリアフリー化は難しい課題ですが、共通の対応方針などを検討する必要があると考えられます。

また、病院や大学など、区内に多数立地する施設に対し、区として共通の配慮例等を示すことで、民間施設の自主的なバリアフリー推進を図ることにつながると考えられます。

## ③ 効果要件に基づく検討

・**幹線道路の連続性に配慮した整備推進**

区内の道路骨格を見ると、複数の国道・都道が区を横断しており、区道の幹線道路がネットワークを補完しています。

区道を含めこれらの幹線道路が連続したバリアフリーネットワークを形成することで他区との接続にも配慮した道路空間の基本的な移動円滑化が図られることが期待されます。

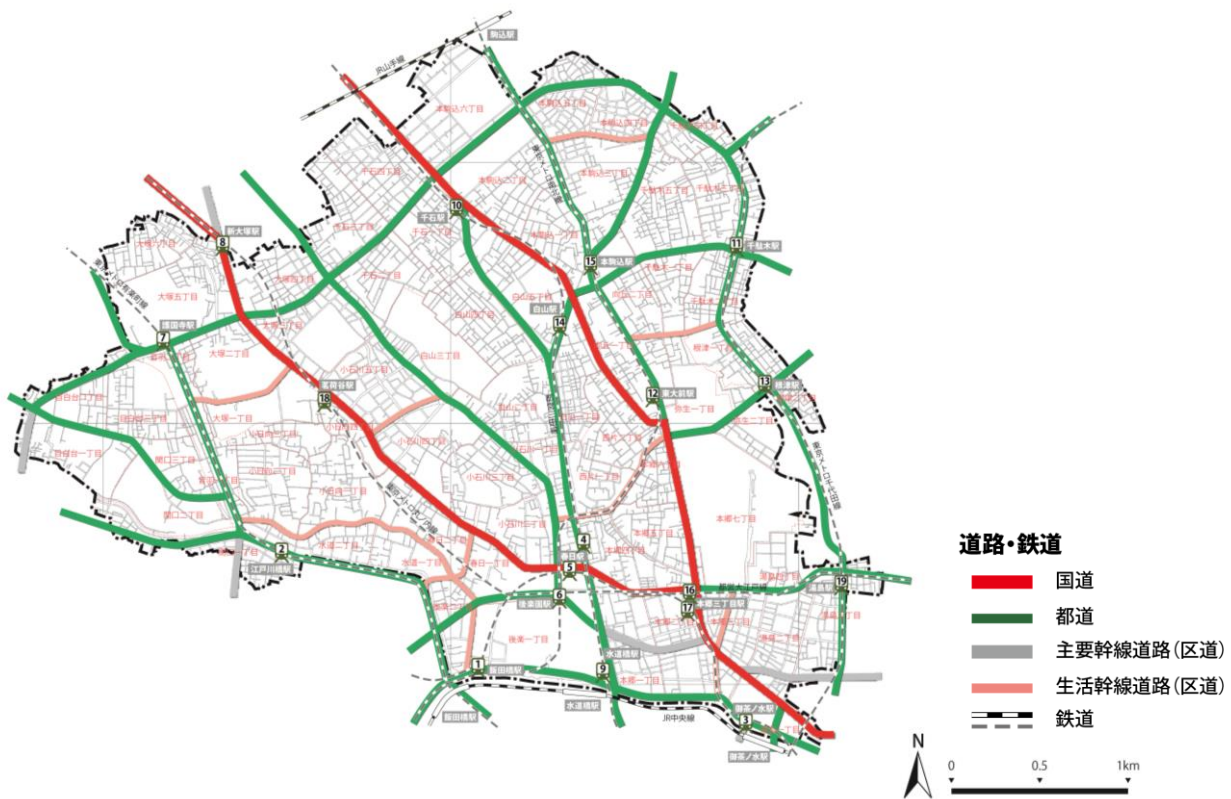


図 区内の幹線道路網（都市マスタープランの位置づけより作成）

これらの状況を踏まえ、文京区は区域が比較的小さいことから、区全体に共通するバリアフリー課題を検討することが重要と考えられます。

また、区の地域特性を踏まえた構想とすること、重点整備地区の要件としておおよそ 400ha 未満とされている（国の基本方針）ことから、都市マスタープランの5地区それぞれを法に基づく重点整備地区として設定することとします。